

# 土浦市森林整備計画

計画期間

自	令和 4年 4月 1日
至	令和 14年 3月 31日

茨 城 県

土浦市

# 目 次

## I 伐採，造林，保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題
- 2 森林整備の基本方針
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

- 1 樹種別の立木の標準伐期齢
- 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

### 第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項
- 2 天然更新に関する事項
- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項
- 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
- 5 その他必要な事項

### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢，間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
- 2 保育の種類別の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

### 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法
- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法
- 3 その他必要な事項

### 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
- 4 森林管理制度に基づく事業に関する事項
- 5 その他必要な事項

### 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- 4 その他必要な事項
- 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
  - 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
  - 2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
  - 3 作業路網の整備に関する事項
  - 4 その他必要な事項
- 第8 その他必要な事項
  - 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
  - 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
  - 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
  - 4 その他必要な事項

### Ⅲ 森林の保護に関する事項

- 第1 鳥獣害の防止に関する事項
  - 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
  - 2 その他必要な事項
- 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項
  - 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法
  - 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）
  - 3 林野火災の予防の方法
  - 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
  - 5 その他必要な事項

### Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

### Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
- 7 その他必要な事項

(附) 参考資料

## I 伐採，造林，保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

本市は茨城県南部に位置し，北側は石岡市，南側は牛久市，阿見町，東側はかすみがうら市，西側はつくば市に面している。

本市は，概ね東経 $140^{\circ}7'$ から $140^{\circ}17'$ で，北緯 $36^{\circ}1'$ から $36^{\circ}10'$ にある。

本市における土地利用の状況は，総面積 $11,362$ haの内，民有林面積は $1130.66$ haで総面積に占める割合は $10.0\%$ で県平均より下回るものとなっている。また，人工林は各地に分散しており施業の共同化が行いにくい状況にある。

しかし，住民意識の面では，良好な環境の中でゆとりとうるおいのある生活を求める方向が強まっていることとあわせ，森林の持つ水源の涵養，山地災害防止，快適環境の形成等の公益的機能の重要性がますます高まってきていることから，本市においても，水郷筑波国定公園を構成する筑波山麓の森林環境・景観の保全とともに，人工林の間伐及び住宅地周辺の森林の整備を住民と一体となって積極的に推進する必要がある。

### 2 森林整備の基本方針

#### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備及び保全に当たっては，森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため，生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ，適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。

これらを実現していくため，地域の森林の内容並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案の上，重視する機能に応じた森林の区分を「水源涵養機能」，「山地災害防止機能／土壌保全機能」，「快適環境形成機能」，「保健・レクリエーション機能」，「文化機能」，「生物多様性保全機能」，「木材等生産機能」と位置づけた森林整備を推進し，望ましい森林資源の姿に誘導するよう努めるものとする。

#### (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

##### (ア) 「水源涵養機能」における森林整備

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池，湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は，水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には，洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から，適切な保育・間伐を促進しつつ，下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに，伐採に伴って発生する裸地については，縮小及び分散を図る。また，自然条件や国民のニーズ等に応じ，奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部等において，水源涵(かん)養の機能が十全に発揮されるよう，保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

(イ) 「山地災害防止機能／土壌保全機能」における森林整備

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

(ウ) 「快適環境形成機能」における森林整備

国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

(エ) 「保健・レクリエーション機能」における森林整備

観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

(オ) 「文化機能」における森林整備

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

(カ) 「生物多様性保全機能」における森林整備

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。

また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切に保全することとする。

(キ) 「木材等生産機能」における森林整備

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うこととする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することとする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

(1) 森林施業の共同化の促進に関する事項

県、関係機関と緊密な連携を図りつつ、施業の共同化を促進する。

(2) 林業従事者の養成及び確保に関する事項

関係機関と連携を図り、森林所有者に働きかけ、施業の共同化並びに林業従事者の養成を促進する。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種				
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	クヌギ	その他広葉樹
本市全域	40年	45年	35年	15年	15年

注) 標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めたものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではないことを明記するものとする。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては、40%以下）の伐採とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分

構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のア～カに留意する。

- ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標準的な方法について、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案する。
- イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。
- ウ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- エ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- オ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。
- カ 上記ア～オに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえることとする。

3 その他必要な事項  
該当なし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ
-----------	-----------

(注) 上記以外の樹種を植栽する場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部局に相談すること。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な方法

樹種	仕立の方法	植栽本数（本／h a）	備考
スギ	中仕立て	3,000～3,500本	
	疎仕立て	2,000～3,000本	
ヒノキ	密仕立て	3,500～4,000本	
	疎仕立て	2,000～3,000本	
マツ	密仕立て	5,000～6,000本	

(注) 上記以外の樹種を植栽する場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部局に相談すること。

#### イ その他人工造林の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	<p>地拵えは、「全刈り地拵え」又は「筋刈り地拵え」とする。</p> <p>「全刈り地拵え」の場合、伐採木の枝条や刈り払い物を山腹の適当な場所に集積するか、谷側に巻き落とすことにより、植付けの際の障害物を全面的に取り除くものとする。谷筋への巻き落としは、最も肥沃な沢沿い地を埋めないように留意する。</p> <p>「筋刈り地拵え」は、伐採木の枝条や刈り払い物を斜面に一定間隔に筋状に整理することにより、表土の流出防止を図るもので、平坦地または傾斜地では、作業の効率化のため、等高線上の横筋に配列し、急傾斜地では枝条の移動による損傷を防ぐため縦筋に配列するものとする。</p> <p>また、地力の低下が著しいと考えられる場所には、雑草木類や末木枝条を散布する「枝条散布地拵え」とする。</p>
植付けの方法	<p>苗木は、目的、植栽地の条件（気候・地形・地質・土壌等）に適した樹種又は品種を選定し、植付け前は苗木を風当たりの少ない日陰に仮植し、また、仮植から植付けまでの苗木の移動においては、根に強い光線や風を当てないようにして乾燥に十分注意するものとする。</p> <p>植付けは、無風の曇天又は降雨直後に行い、晴天が続いた時は降雨を待って植付け、また、植付け後は、苗木の根の周りを落葉やその他地被物で覆い、乾燥を防ぐようにするものとする。</p> <p>また、伐採後速やかに造林を行う一貫施業やコンテナ苗の導入等による低コストな再造林を推進するものとする。</p>
植栽の時期	<p>植栽時期は苗木の成長開始直前の4月上旬から4月下旬の春植えによるものとする。</p> <p>しかし、乾燥の激しい時や、農作業等との競合による植付け労務の不足などのやむを得ない場合は、秋植えとする。</p> <p>ただし、秋植えは、地上部の成長が休止し、根部の成長が続いている9月下旬から10月上旬に行うものとする。</p>

#### (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成を図り、林地の荒廃を防止するため、人工造林によるものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、原則として2年以内とする。ただし、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度から起算して、原則として5年以内とする。

#### 2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件等からみて、適確な更新が図られる森林において行う。

##### (1) 天然更新の対象樹種



天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、カヤ、モミ等
ぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、クヌギ、シラカシ、オニグルミ、ヤマザクラ、ウワミズザクラ、イロハモミジ、イタヤカエデ、クリ、ケヤキ、アカシデ、イヌシデ、スダジイ、タブノキ、ホオノキ、ミズキ等

(2) 天然更新の標準的な方法

天然更新を行う際には、天然更新の対象樹種の期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）を成立させる。

なお、天然更新した立木の本数に算入すべき立木の高さである草丈については、地域の植生等を勘案して定めるものとする。また、天然更新に当たって、地表処理、刈出し、植込み、芽かきの方法その他天然更新補助作業として定めるものとし、ぼう芽更新による場合には、自然条件、前生樹種、発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込みを行うものとする。

項 目		天然更新完了基準
後継樹の状況	後継樹の樹高	1 m以上かつ草丈以上
	後継樹の密度	1 ha当たり3, 000本以上
	その他	ササ類や草本類の繁茂などにより更新を阻害されるおそれがない。

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数	立木の本数
上記対象樹種 (1) 参照	1 ha当たり10, 000本以上	3, 000本

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害される箇所について行う。更新完了まで必要な回数を行う。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。

受光伐	後継樹の生育の支障となる樹木の伐採や枝払い等を行う。
芽かき	ぼう芽更新による場合、自然条件、前生樹種、発生状況を考慮して行う。

#### ウ その他天然更新の方法

伐採後の造林を天然更新とした場合には、確実な更新を図るために、適時に更新状況を確認し、早期に更新の完了が見込まれない森林については、天然更新補助作業等の実施を検討するものとする。天然更新が困難な森林については、早急な更新を図るために、植栽によるものとする。

なお、天然更新完了の確認を行うにあたっては、茨城県天然更新完了基準を準用するものとする。

#### (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から換算して伐採後5年以内に更新するものとする。

#### 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

次の①～⑤の森林及び土地を対象とする。

##### (1) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の基準

地域森林計画で定める「植栽によらなければ的確な更新が困難な森林に関する指針」に基づき、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）に示す設定例を基本に、その基準を定める。具体的には同通知の（解説編）の3の3-2の4における設定例（現況が針葉樹林人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林）を基本とする。

ただし、IVの1の保健機能森林の区域内の森林であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除くものとする。

##### (2) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の所在

(1)の基準による森林のうち、その所在が明らかなものについて記載する。

#### 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

##### (1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

##### (2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

生育し得る最大の立木の本数を10,000本/haとし、後継樹の密度が3,000本/ha以上となるよう更新する。

#### 5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢，間伐及び保育の標準的な方法，その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

地域森林計画で定める、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針に基づき、森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、既往の間伐方法等を勘案して、次により定めるものとする。この場合、必要に応じて主要な樹種別及び仕立ての方法別に、人工林分密度管理図、人工林収獲予想表等を参考にしつつ定めるものとする。

なお、間伐は、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実に認められる範囲内で行うものとする。

また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の普及に努める。

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)				標準的な方法	備考
			初回	2回目	3回目	4回目		
スギ	一般中径材生産	3,000	15~25	20~35	25~40	—	平均樹高約11m, 平均胸高直径約13cmで初回間伐を実施し, 本数間伐率約20~25%程度で3回実施する。1ha当たり4,000本植栽の場合, 主伐時本数は約1,200~1,500本程度となる。中庸の密度管理を行う。	標準伐期齢を越える森林は15年に1回, 標準伐期齢以下の森林は10年に1回の間伐を実施する。
	一般大径材生産	~3,500	15~25	20~30	30~40	40~55	平均樹高約11m, 平均胸高直径約13cmで初回間伐を実施し, 成長初期は肥大成長をおさえるよう弱度の間伐(本数間伐率20~25%)で密度を保ち, 第2回目以降やや強い間伐(30~35%程度)で林木を疎立させる。 1ha当たり4,000本植栽の場合, 主伐時本数は約600~700本程度となる。	
	良質材生産		15~30	20~35	—	—	10.5cm角以上で長さ3m以上の無節心持柱材を生産目標とし, 樹幹が通直完満で断面が正円に近い木を対象とし, 平均樹高約11m, 平均胸高直径約13cmで初回間伐を実施し, 中庸より高い密度(本数間伐率25~30%)を保つように間伐を実施する。 1ha当たり4,000本植栽の場合, 主伐時本数は約2,000本程度となる。	
							平均樹高約11m, 平均胸高直径	標準伐期



標準的な方法	雑草木類の繁茂状況に応じて適期に造林後、毎年1回以上行うものとする。 下刈りの終期は、おおむね7年生とし、植栽木の生育状況・雑草木類の繁茂状況に応じて適正に行うものとする。	つる類の繁茂状況に応じて行う。	除伐の対象木は、植栽木の生育に支障となる広葉樹・かん木類及び形質不良木とする。	経営の目的・樹種の特性・地位及び地利等を考慮するものとする。
--------	---	-----------------	---	--------------------------------

### 3 その他必要な事項 該当なし

## 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

#### (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

##### ア 区域の設定

水源涵養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を表-1により定めるものとする。

##### イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

森林の区域については、表-2により定めるものとする。

#### (2) 森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林であると見込まれる森林について、天然地形界等を区画して定めるものとする。

##### ア 区域の設定

次の①～③の森林など、森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を表-1により定めるものとする。

#### ① 森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能の維持増進を図る森林土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林等

#### ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、風害防備保安林、雪害防備保安林、霧害防備保安林、防火保安林や、国民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全

機能の評価区分が高い森林等

③ 保健機能の維持増進を図る森林

保健保安林，風致保安林，都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区，都市計画法に規定する風致地区，文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林，キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林，史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林，保健文化機能の評価区分が高い森林等

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として，地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業，風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業，憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業，美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

このため，次の①～③の森林のうち，これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については，択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。それ以外の森林については，択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定める。

また，適切な伐区の形状・配置等により，伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は，長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし，主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに，伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。それぞれの森林の区域については表－2により定める。

- ① 地形の傾斜が急な箇所，傾斜の著しい変移点をもっている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水，地中水の集中流下する部分をもっている箇所，地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所，基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所，破碎帯又は断層線上にある箇所，流れ盤となっている箇所，土壤等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壤から成っている箇所，土層内に異常な滞水層がある箇所，石礫地から成っている箇所，表土が薄く乾性な土壤から成っている箇所等の森林
- ② 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林，市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林，気象緩和，騒音防止等の機能を発揮している森林等
- ③ 湖沼，瀑布，渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林，紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの，ハイキング，キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち，保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林，林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林，木材生産機能の評価区分が高い森林で，自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について，木材等生産機能の維持増進を図る森林を表－1により定めるものとする。

この際、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように配慮する。

(2) 森林施業の方法

森林施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うこととする。

表－1

区 分		森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るため森林施業を推進すべき森林		林班 10, 24～31, 33, 34	5 7 2. 5 6
土地に関する災害の防止機能, 土壌の保全の機能, 快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止機能, 土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	なし	なし
	快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	なし	なし
	保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	林班 10, 24～31, 33, 34	5 7 2. 5 6
木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		なし	なし
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林		なし	なし

表－2

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林	林班 10, 24～31, 33, 34	5 7 2. 5 6

長伐期施業を推進すべき森林		なし	なし
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	林班 10, 24~31, 33, 34	572.56
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	なし	なし
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		なし	なし

3 その他必要な事項  
該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針  
該当なし
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策  
該当なし
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項  
該当なし
- 4 森林経営管理制度の活用に関する事項  
該当なし
- 5 その他必要な事項  
該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針  
施業の共同化を促進していく。
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策  
施業実施協定の締結を促進する。
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項  
該当なし
- 4 その他必要な事項  
該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項  
該当なし



2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項  
該当なし

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点  
該当なし

イ 基幹路網の整備計画  
該当なし

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項  
該当なし

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点  
該当なし

イ 細部路網の維持管理に関する事項  
該当なし

4 その他必要な事項  
該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

森林資源の成熟に伴い、間伐や道づくりを効率的に行える人材を育成し、段階的かつ体系的研修により林業就業者のキャリア形成を支援する。また、林業に従事する者の養成及び確保を図るため、雇用の長期化・安定化と社会保険への加入促進等による就労条件の改善、事業体の安全管理体制の強化による労働安全衛生の確保に努める。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

機械化については、機械の効率的使用の観点から、流域内の他の市町村と共同で推進する。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項  
該当なし

4 山村地域での定住促進に関する事項

都市住民を中心としたU J I ターン者等の定住を促進するため、山村地域の生活環境の整備等をはかることとする。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

該当なし

(2) 鳥獣害の防止の方法

該当なし

2 その他必要な事項

該当なし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針並びに方法

松くい虫被害対策については、茨城県松くい虫被害対策事業推進指針に沿って、空中散布，地上散布，伐倒駆除等及び樹種転換等を総合的に実施し，早期終息に努め，森林の有する公益的機能の高度発揮を確保するものとする。

気象災害については，凍害等の発生を回避するため，県及び試験研究機関等の指導・協力を得ながらその防除に努めることとする。

(2) その他

特になし

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

早期発見及び早期防除に努める。

3 林野火災の予防の方法

火災予防の啓蒙普及活動を実施するものとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

特になし

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

該当なし

(2) その他

該当なし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし

2 保健機能森林の区域内の森林における造林，保育，伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画に定めるものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積 (ha)
旧土浦市	1～22	521.56
旧新治村	23～38	609.10

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし

4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

緑の募金活動等の緑化運動の展開により普及啓発を図るとともに、体験研修や森林ボランティア活動についての受け入れに関する情報の提供等を通じて住民参加の森林づくりを推進していく。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

該当なし

(3) その他

該当なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

該当なし

7 その他必要な事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を行わなければならない。

# (附) 參考資料

(1) ①産業別生産額

単位 金額：百万

区分	純生産	第1次産業				第2次産業	第3次産業
		総額	農業	林業	水産業		
土浦市	661,632	6,224	6,137	19	67	197,253	458,155

②産業別就業者数

単位 人数：人

区分	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業
		計	農業	林業	漁業		
土浦市	67,939	2,203	2,185	7	11	16,441	49,295

(2) 土地利用の現況

単位：1000ha

区分	総数	森林	農地			その他	
			農地計	うち田	うち畑	その他計	うち宅地
土浦市	12.3	1.2	3.6	1.9	1.7	7.5	2.8

- (注) 1 森林以外は、令和3年度茨城県市町村概況による。  
 2 計が一致しない場合は、四捨五入によるものである。

(3) 森林転用面積

年度 R3 単位：ha

総数	工場・事業場用地	住宅・別荘用地	ゴルフ場・レジャー用地	農用地	公共用地	その他
18.41	12.20	1.29	0.00	0.54	0.68	3.70

(4) 民有林齢級別面積

区分 \ 齢級別	総数	1・2 齢級	3・4 齢級	5・6 齢級	7・8 齢級	9・10 齢級	11～ 齢級
立木地計	966.80ha	0ha	2.54ha	4.45ha	214.85ha	186.90ha	558.06ha
人工林	519.88ha	0ha	0ha	2.96ha	74.93ha	90.46ha	351.53ha
天然林	446.92ha	0ha	2.54ha	1.49ha	139.92ha	96.44ha	206.53ha
その他	163.86ha						
民有林計	1130.66ha						

(備考)その他については竹林や無立木地等である。

(5) 所有形態別森林面積

保有形態		総面積		立木地			人工林率 (B/A)
		面積(A)	比率	計	人工林(B)	天然林	
総数		ha 1130.66	% 100.00	ha 966.8	ha 519.88	ha 446.92	% 45.98
公有林	計	84.02	7.43	81.68	77.05	4.63	91.70
	都道府県有林	23.57	2.08	23.49	22.91	0.58	97.19
	市町村有林	60.45	5.35	58.19	54.14	4.05	89.56
	財産区有林	0	0	0	0	0	0.00
私有林		1046.64	92.56	885.12	442.83	442.29	42.30

(注) 合計が一致しない場合は、四捨五入によるものである。